



# 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

**事業者の皆様、ご検討はお済みですか？**

**現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。**



## 登録を受けるかどうか って、どう判断したらいいの??

**売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう**

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費税、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

**登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう**

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません  
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう  
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

**◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

## ～ 登録申請手続関係サイトのご紹介 ～

インボイス制度特設サイト

登録申請手続

作成マニュアル  
～e-Tax ソフト (WEB版)～

Q&A



インボイス制度に関するご質問やご相談は、インボイスセンターへ!!  
0120-205-553（無料）受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

沖縄国税事務所